

性に関する問題行動

平成2年4月 広島県教育委員会

1. 「女子少年の性非行」補導状況

(県警資料から)

(1) 態様、学職、年齢別

区分	数	学 職 別					年 齢 別										昭和63年	増減数	増減率
		小学生	中学生	高校生	大学生等	打撃	14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳						
総数	269		87	77	11	9	85	11	48	49	101	41	10	9	262	7	2.7		
完結(完結防止法)	48		2	4			42			3	26	10	4	5	45	3	6.7		
滞行(児童福祉法第34条1-6)	3						3				2			1	5	Δ2	Δ40.0		
滞行(刑法第182条)																			
滞行(学級規則)	86		45	21	5	1	14	5	33	15	28	5			88	Δ2	Δ2.3		
不備な性行為(ぐわら送致)	27		8	4		2	13	2	4	4	13	4			27				
上記以外の不備な性行為	105		32	48	6	6	13	4	11	27	32	22	6	3	97	8	8.2		
昭和63年	262	1	68	69	5	20	99	6	39	47	63	64	11	32					
増減	7	Δ1	9	8	6	Δ11	Δ14	5	9	2	38	Δ23	Δ1	Δ23					
増減率	2.7	Δ100.0	13.2	11.6	120.0	Δ55.0	Δ14.1	83.3	23.1	4.3	60.3	Δ35.9	Δ9.1	71.9					

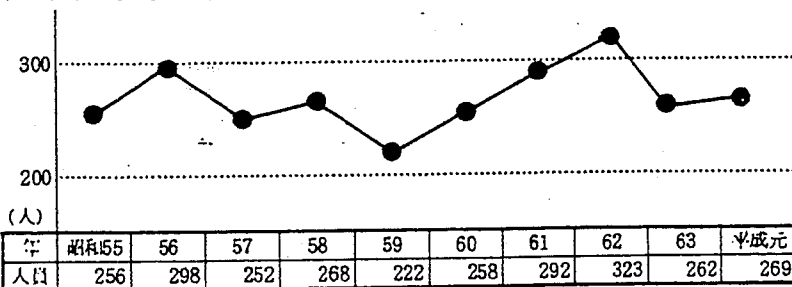
・補導数は昭和62年をピークにはほぼ横ばい。

・学職別では、61年、中学生が高校生を追い越した。

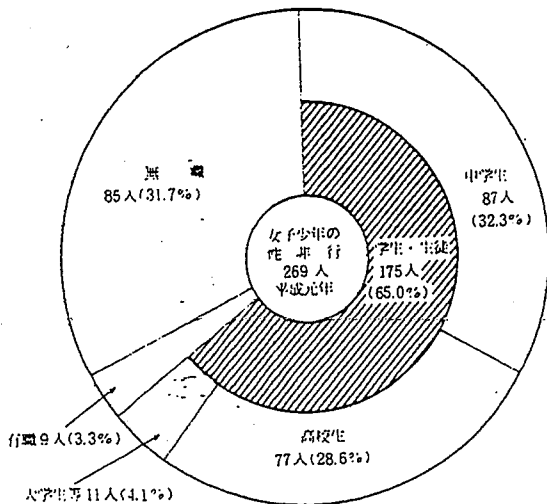
・昭和55年以降、15～17歳に集中している。

・動機別では、「自ら進んで」「誘われて」という、自分の意志によるものが多い。

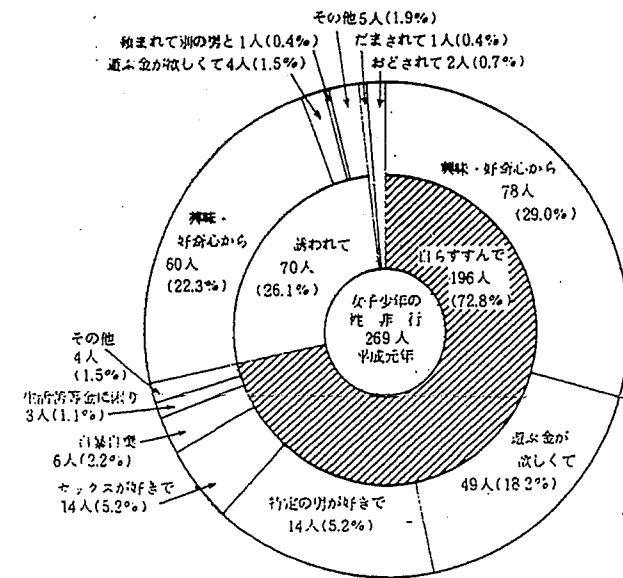
(2) 本県の女子少年の性非行年次別推移



(3) 学職別補導数



(4) 動機別補導数



2. 性に関する問題行動の指導にあたって

最近、性に関する問題行動の増加や低年齢化が社会問題となっている。これには、近年、児童生徒の身体的な発達や性的成熟が早まる傾向にあることや性に対する認識に不十分さがあること、社会においては、性に関する価値感が多様化するとともに、性情報の氾濫等の社会風潮が反映していると思われる。

この様な状況のなかで、文部省は、性に関して特別な指導を要する行動を3つに分類している。

- ① 生徒の発達段階から考えて、それにふさわしい行動から著しくかけ離れている行動
- ② 一般的な社会的価値基準に適合していない行動
- ③ 児童生徒の成長や発達を阻害する行動

問題行動として発生する形態は多様であるが、性に関する問題行動は、児童生徒の心身の健全な発達を阻害するばかりでなく、場合によっては、いびつな異性観が形成されたり、人間性や徳性をも傷つけたりする等、重大な内容をもっている。

指導の視点としては、現象としての問題行動の防止のみにとどまることなく、性を人格の基本的部分としてとらえること。

また、性に関する正しい知識を与えるとともに、児童生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動をとれるように援助し、人格の完成、豊かな人間形成に資することができるようにすることが大切である。

そのためには、指導にあたって、次のような配慮が必要である。

- ① 児童生徒一人一人の性に関する身体的、心理的な発達の状況に応じた指導を心がける。
- ② 単なる叱責や説得に終わらず、児童生徒一人一人の行動について、その意味を考えさせ、自己洞察が深まるように指導する。
- ③ 思春期の児童生徒の身体的・心理的な理解を基盤として、人間としての生き方に関わる指導となるように努める。
- ④ 児童生徒一人一人の学校や家庭生活における不適応場面の解消に努め、積極的に自己の課題に取り組めるよう指導する。

3. 指導の実際

事例 …S子(中1)

(1) 概要

S子は、中学入学時より、学級になじめず、他学級のO子、T子と急速に接近し、行動をともにするようになった。次第に授業にも興味を示さなくなり、保健室へ行って授業開始に遅れたり、スカート丈が長くなるなど目立つ存在になった。

S子が帰宅を嫌ってO子宅に外泊して以来、相互に外泊を繰り返す、盛り場へも出かけ、欠席がちになったが、S子の保護者は学校へは「病欠」で連絡した。このような状況の時、知りあった青年H男は、優しいうえに話が面白く、S子には新しい世界が開けたようであった。H男は放課後、ほとんど毎日のように車で迎えにくるようになり、やがて外泊を繰り返すようになった。

(2) 背景

S子の家族は両親、兄の4人で、経済的には比較的恵まれている。幼児期より病弱であったため、過保護に育てられた。現在は健康であるが、性格的には自立できておらず、依存的である。

父親は子育てには無関心で、夜勤等で仕事の不規則なこともあり、すれ違うことが多かった。

母親は病気がちであったため、S子の日常行動をあまり気づかうことができず、甘やかし、思いどおりの行動をとらせることが多く、多少の反抗や外泊もあまり問題として意識しなかった。兄とは年齢差があることから会話も少なかった。

(3) 指導経過

S子の問題行動は、過保護的な養育を受けたための、自己の欲求を抑制することのできない自我の未熟さと、一体感のない家庭や学級になじめないさびしさを、グループへの依存やH男との交遊に求めたものと思われる。

そこで、担任は学級内にS子の友達ができるように配慮し、楽しい学級集団づくりを目指し、S子をささえあえる班づくりに努めた。また、遠足や学級行事の際にも活動を通して、S子が自分の存在感をもてるように努めた。

家庭に対しては、外泊の度ごとに家庭訪問して保護者と話し合ったが、父親は不在のことが多く、

在宅の場合も母親まかせであった。母親もS子をかばうあまり、学校の指導に協力的でなかった。

夏休み明けの、かなり長い外泊の後、生徒指導主任と担任とで家庭訪問をした。事前に、父親の在宅を依頼し、S子も同席させた。

自己中心的で、自己統制のできにくいS子には、具体的な性格目標が必要と考え、その際、次の約束をかわした。

- ① 毎日、生活記録をつけ、担任に提出する。
- ② 遅刻をせず、最後の授業まで頑張る。
- ③ できるだけ早く家に帰り家族と食事する。

保護者に対しては、学校との連携がS子の指導にとって欠かせないことを理解してもらうとともに、親子の心の通いあう家庭づくりが必要なことを話した。また、H男の誘いに対しては、保護者として毅然とした態度をとり、S子に応じさせないよう依頼した。

学校としては、生徒指導態勢を見直し、全教師が一体となって生活規律が指導できるよう「生活のチェックポイント」を作成した。

生徒会においても、「校内生活における規律のあり方」をとりあげ、各学級でも討議した。

保護者に対しては、「子育てについて」のPTA研修会を持ち、思春期の生徒の指導について、理解と協力を得た。

(4) 考察

入学当初、S子は学級になじめなかったが、小学校との連携が不十分で、中学校生活に適應させる指導が円滑に行えず、S子への対応が遅れた。

また、指導にあたって、当初、S子の保護者の協力が得られず、指導が困難であったが、父親がS子の問題性に気づき、父親としての在り方を考えるようになってからは、S子の生活の乱れに一応の歯止めがかかり、指導の効果がみられた。

また、このようなグループによる問題行動は、保護者が協力して子どもに当たることが効果的であるが、S子の指導の場合、当初、保護者相互の協力が得られず、指導が困難であった。

特に、女子の場合、家出や無断外泊が性的な問題行動に結びつくことが多いので、日常におけるきめ細かな指導を通して、生活リズムに変化の見られる初期の段階で、学校、家庭の適切な対応と連携が必要である。

4. 指導上の留意点

(1) 児童生徒に対する指導

- ① 児童生徒の心情をくみ、共感的な態度で接し、各人が自らの課題に気づき、主体的に立ち直るように指導し、大人の価値観を押しつけない。
- ② 友人関係のゆがみ、学業不信、家庭事情、悩み等を児童生徒一人一人の固有の問題として受け止め、その行動の背景にある要因をできるだけ詳しくとらえたうえで指導する。
- ③ 性的な被害を受けた児童生徒に対しては、特に、秘密の保持と精神的なショックに配慮し、きめ細かな指導を継続する。
- ④ 全体指導と適切な個別指導を通して、人間としての生き方を基盤とした、正しい性の在り方を指導する。

(2) 学校における指導

- ① 学習意欲の低下、交友の乱れ、不安症状等に注目するとともに、服装、髪型、遅刻、怠学等、日常生活態度をきめ細かく把握し、問題行動の未然防止と早期発見に努める。
- ② 教師と児童生徒が、互いに心を開き、率直に話し合える人間関係を醸成する。
- ③ ケースによっては、養護教諭を含めたプロジェクトをつくり、機能的に対応する。
- ④ 性に関する問題行動は、他の問題行動とかわりがある場合が多いので、状況に応じた個別指導を考慮する。
- ⑤ 児童生徒一人一人が、存在感、充実感をもって学校生活が送れるよう、特別活動を見直す等、学校生活全体の活性化を図る。
- ⑥ 学校の指導のみでは解決できない場合があることを認識し、関係機関との連携を図る。

(3) 家庭に対する指導

- ① 家庭は問題行動の兆候を早期に発見できる場であるので、日常的な連携を大切にす。
- ② 性に関する指導の意義、内容・方法等について保護者との意志疎通を図り、理解と協力を求める。
- ③ 家庭での人間関係を温かく、会話の多いものにしていくよう助言する。

性に関する問題行動の早期発見のチェックポイント

- 男の人から度々電話がかかってくる。
- よく知らない女の人から電話や呼び出しがある。
- 夕方遅くまで帰宅しない。
- 夜遊びや外泊が多くなる。
- 親が買い与えないものを持っている。
- 話しかけても、背を向けてよそよそしくなる。
- 服装が派手になり、言葉遣いや態度も変わる。
- たばこを吸う。
- 髪の毛を染めたり、マニキュアをしたりする。
- 金遣いが荒くなる。小遣いが多い。
- 特定の喫茶店などへよく出入りする。
- 学習意欲が急激になくなり、成績も下がる。
- 感情や言動が不安定で、秘密が多くなる。
- 理由が明確でない欠席、遅刻、早退、欠課が目立つようになる。
- 特定の異性との交際があり、自動車およびバイクに異常な関心をもっている。

児童・生徒の問題に関する相談期間

電 話 ・ 面 接 相 談	○広島県立教育センター(面接は火・木曜日) 東広島市八本松町飯田	(0824)28-2631
	○教育事務所	
	広島教育事務所 広島市中区基町10-52	(082)228-2111
	海田教育事務所 安芸郡海田町南昭和町14-19	(082)823-0011
	可部教育事務所 広島市安佐北区可部町中野438-7	(08266)4-3181
	尾道教育事務所 尾道市古浜町26-12	(0848)25-2011
	福山教育事務所 福山市三吉町1-1-1	(0849)21-1311
	三次教育事務所 三次市十日市0-3	(08246)2-3746
	○児童相談所	
	広島県中央児童相談所 広島市南区宇品東4丁目1-28	(082)254-0381
” 福山児童相談所 福山市瀬戸町山北54-1	(0849)51-2340	
” 三次児童相談所 三次市十日市町1130-55	(08246)3-5181	
広島市児童相談所 広島市東区光町2丁目15-55	(082)263-0683	

○ ころの相談室
 福山教育事務所(0849)25-3040
 三次教育事務所(08246)3-3141

ヤングテレホン
 県警本部(082) 228-3993 福山東警察署(0849) 31-3993
 呉警察署(0823) 22-4444 三次警察署(08246) 3-3993